|  |
| --- |
|  **Ⅲ　学校運営に係る事項の作成** |

**Ａ　市 町 村 教 育 施 策**

　**(1)　作成の手順と留意事項**

① 学校管理規則等、学校教育に関する内容を複写して添付すること。

**Ｂ　職 員 の 服 務 等**

 **(1)　作成の手順と留意事項**

① 地方公務員法第３０条から３８条より最低限共通理解すべき内容を整理すること。

② 具備すべき内容

○ 勤務時間・休憩時間について

○ 勤務時間の割振り変更・週休日の振替等について

○ 休暇について

法規は、改正されている場合があるので、確認しておくこと。

○ 職務専念義務の免除について

○ 休暇等の請求手続きについて

○ 出張について

○ 出勤簿の押印について

○ 研修、校外での勤務について

○ 公簿、文書等の取扱いについて

○ その他、各学校で必要な確認事項について

 ・ 転入、転出事務の手順について

 ・ 会計事務について

 ・ 校舎・校地の管理及び施設等の貸与について

 ・ 連絡網

**Ａ　市 町 村 教 育 施 策**

市　町　村　教　育　施　策

|  |
| --- |
|  ※　学校管理規則、学校教育に関する内容を複写して添付すること。 |

**Ｂ　職 員 の 服 務 等**

 　職　員　の　服　務 等

|  |
| --- |
|  １　服 務 の 根 本 |
|  ※ 地方公務員法第３０条～３８条より、最低限共通理解すべき内容を整理すること。 |
|  ２　勤務時間・休暇等 |
|  　※　具備すべき内容 ・勤務時間・休憩時間について ・勤務時間の割振り変更・週休日の振替等について ・休暇について ・職務専念義務の免除について ・休暇等の請求手続きについて ・出張について ・出勤簿の押印について |
|  ３　そ の 他 |
|  　※　具備すべき内容 　　・研修、校外での勤務等について 　　・公簿、文書等の取扱いについて 　　・その他、各学校で必要な確認事項について |